

## 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行について

### 1 概要

区では現在、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下、「証明書」という。）について、海外渡航者に対して紙で交付している。

国は新たに、海外渡航向け証明書の電子発行及び国内利用向け証明書の発行について検討していることから、発行の開始に向けた準備を行う。（国の検討内容は裏面参照）

接種したことの証明として、国内では「予防接種済証」、「接種記録書」が引き続き活用可能。

	予防接種済証	接種記録書	予防接種証明書
制度的位置づけ	予防接種法施行規則第4条及び附則第18条	局長通知（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き） ※地方自治法第245条の9に基づく処理基準	予防接種法施行規則附則第18条の2
目的	自治体による接種記録の証明	接種会場（医療機関）による接種記録の証明 （接種券付予診票を利用した医療従事者等への接種や職域接種において、接種済証の代替として活用）	海外渡航その他の事情により、本人の求めに応じ交付
内容	氏名 生年月日 住所 ワクチンの種類（回数別） 接種年月日（回数別） メーカー/ロット（回数別） 接種実施自治体名 接種実施首長名	氏名 生年月日 住所 ワクチンの種類（回数別） 接種年月日（回数別） メーカー/ロット（回数別） 接種会場（回数別）	氏名 生年月日 国籍、旅券番号 ワクチンの種類（回数別） 接種年月日（回数別） メーカー/ロット/製品名（回数別） 接種国（回数別） 証明書発行者（例○県●市長） 日本国厚生労働大臣 証明書ID 証明書発行年月日

### 2 発行体制

国内利用向け証明書については、相当数の申請・相談が見込まれることから、発行やコールセンター等を業務委託し、速やかに発行できる体制を構築する。

- ・国内利用向け証明書は、原則、郵送または電子による申請。
- ・海外渡航向け証明書は、郵送または電子による申請に加え、事前予約による相談窓口を設置。

### 3 スケジュール

令和3年12月中旬～（予定） 海外渡航向け証明書（紙・電子交付）

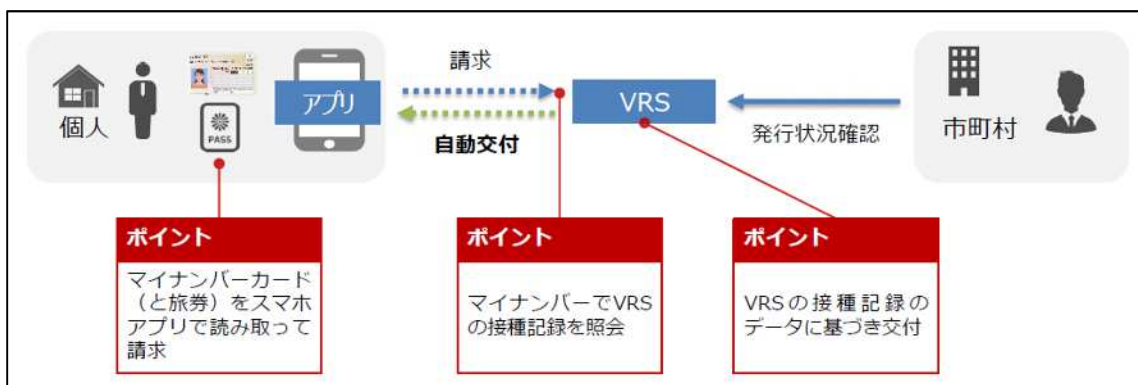
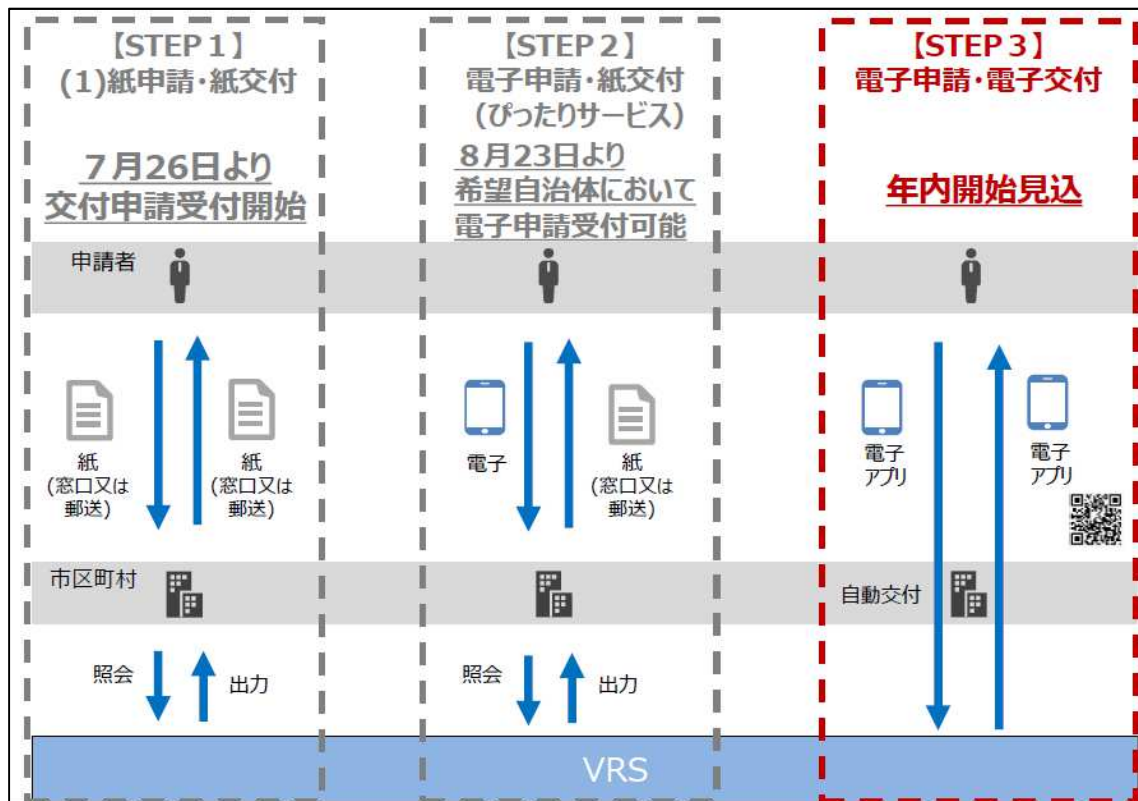
国内利用向け証明書（紙・電子交付）

令和3年7月26日から、海外渡航向け証明書の紙での交付を開始した。

#### 【参考】

- ・海外渡航向け証明書発行実績 令和3年7月26日～10月31日 2,910件

・証明書の電子交付のイメージ



マイナンバーカードを持っていない方は、紙で交付された証明書に付加された二次元コードをアプリで読み込むことで、電子で交付された証明書と同様に、スマートフォンの画面上に表示可能。

**【現行】紙の証明書**

証明書で視認可能な情報

- ① 人定情報（氏名など）
- ② 接種情報（接種日など）
- ③ 発行主体

**デジタル化された証明書**

証明書で視認可能な情報

- ① 人定情報（氏名など）
- ② 接種情報（接種日など）
- ③ 発行主体

**目視確認**

紙の証明書と同様の内容がスマホの画面上で確認できる。

**二次元コード読み取り**

真正性について厳密に確認したい場合などは、スマホ等で二次元コードを読み取って、①～③の情報を確認することも可能。

※二次元コードに含まれる電子署名により、真正性を検証可能

本資料で使用した図表は、国の自治体向け説明会資料より抜粋。